

## 医学部規則

(平成16年4月1日制定)

(平成16年島大医学部規則第1号)

(趣旨)

第1条 島根大学医学部（以下「本学部」という。）における組織、修業年限、在学年限、教育課程、履修方法、課程修了の認定等については、学則（平成16年島大規則第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育上の目的)

第1条の2 医学部は、国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ、科学的探究心を持ち、医療、医学、看護学及び地域社会の発展に寄与し、人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。

(学科)

第2条 本学部に医学科及び看護学科を置く。

(附属施設)

第2条の2 本学部に次の附属施設を置く。

情報ネットワークセンター

(講座)

第3条 本学部に講座を置く。

- 2 医学科の講座を、教育及び研究を円滑に運営するため、基礎医学系、臨床基礎医学系、社会医学系及び臨床医学系の4系列に分ける。
- 3 前項に規定する基礎医学系、臨床基礎医学系及び社会医学系を基礎系と称し、臨床医学系を臨床系と称する。
- 4 講座及び第2項の講座系列は、別表に掲げるとおりとする。

(附属教育研究施設)

第4条 本学部に、附属の教育研究施設として附属病院を置く。

(編入学者、再入学者及び転入学者の修業年限)

第5条 学則第9条第2項の規定により入学を許可された医学科3年次編入学者の修業年限は、4年とする。

- 2 学則第9条の2の規定により入学を許可された医学科2年次編入学者の修業年限は、5年とする。
- 3 学則第10条第2項及び第12条の規定により入学を許可された者の修業年限は、当該志願者の合否を決定するときに、教授会の議を経て決定する。

(在学年限)

第6条 医学科の在学年限は、12年を超えることができない。ただし、各年次にあつては、3年を限度とし、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

- 一 2年次 1年次及び2年次を通算して5年
- 二 3年次 1年次から3年次を通算して7年
- 三 4年次 1年次から4年次を通算して9年
- 四 5年次 1年次から5年次を通算して11年
- 五 6年次 1年次から6年次を通算して12年
- 2 看護学科の在学年限は、8年を超えることができない。
- 3 医学科3年次編入学者の在学年限は、8年を超えることができない。ただし、各年次にあつては、3年を限度とし、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

- 一 4年次 3年次から4年次を通算して5年
- 二 5年次 3年次から5年次を通算して7年
- 三 6年次 3年次から6年次を通算して8年
- 4 医学科2年次編入学者の在学年限は、10年を超えることができない。  
ただし、各年次にあつては、3年を限度とし、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

- 一 3年次 2年次から3年次を通算して5年
- 二 4年次 2年次から4年次を通算して7年
- 三 5年次 2年次から5年次を通算して9年
- 四 6年次 2年次から6年次を通算して10年
- 5 学則第10条第2項及び第12条の規定により入学を許可された者の在学年限の通算については、別に定める。

(教育課程)

第7条 本学部の授業科目は、基礎科目、教養育成科目及び専門教育科目とする。

- 2 医学科の授業科目の名称、単位数又は時間数及び履修年次並びに必修科目、選択科目又は自由科目の別は、別に定める。
- 3 看護学科の授業科目の名称、単位数及び履修年次並びに必修科目、選択科目又は自由科目の別は、別に定める。
- 4 前2項に定める履修年次の授業科目以外の授業科目の履修については、別に定める。

(単位の計算方法)

第8条 基礎科目、教養育成科目及び医学科専門教育科目のうちの専門基礎科目並びに看護学科の専門教育科目に属する授業科目の単位の計算方法は、別に定める。

(編入学者、再入学者及び転入学者の入学前の既修得単位の取扱い)

第9条 学則第9条から第12条までの規定により入学を許可された者の入学前の既修得単位の認定については、医学部長は、その全部又は一部を本学部において修得した単位として認定することができる。

(授業科目履修の認定)

第10条 医学科の授業科目履修の認定は、試験その他の審査により、各学年末に行う。

- 2 看護学科の授業科目履修の認定は、試験その他の審査により、各学期末に行う。
- 3 前2項の試験及び審査の方法並びに成績の評価については、別に定める。

(課程修了の認定)

第11条 医学科の課程修了の認定は、医学科に6年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分に従い履修し、試験に合格した者について、教授会の議を経て行う。

2 看護学科の課程修了の認定は、看護学科に4年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分および単位数に従い修得した者について、教授会の議を経て行う。

3 医学科3年次編入学者の課程修了の認定は、医学科に4年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分に従い履修し、試験に合格した者について、教授会の議を経て行う。

4 医学科2年次編入学者の課程修了の認定は、医学科に5年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分に従い履修し、試験に合格した者について、教授会の議を経て行う。

(履修に関するその他の事項)

第12条 第5条から前条までに定めるもののほか、履修に関し必要な事項は別に定める。

(関連教育病院)

第13条 医学部長は、本学部における臨床教育を充実させるため、必要に応じ関連教育病院を定めることができる。

(公開講座)

第14条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学部公開講座を開設することができる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 島根大学学則(平成16年学則第2号)附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日において島根医科大学医学部(以下「旧島根医科大学医学部」という。)に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成16年4月以降に在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者(以下「編入学者等」という。)が旧島根医科大学医学部を卒業するために必要であった教育課程の履修は島根大学医学部が行うものとし、在学者及び編入学者等の教育課程に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成22年11月10日から施行する。

附 則

この規則は，平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成23年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成24年7月4日から施行し，平成24年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成26年2月7日から施行する。ただし、別表の地域・老年看護学の規定は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の島根大学医学部規則別表の地域医療政策学の規定は、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年12月2日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月6日から施行し、改正後の島根大学医学部規則別表のリハビリテーション医学講座の規定は、平成29年2月2日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年1月5日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年6月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月6日から施行し、令和3年10月1日から施行する。

別表

講座	
(医学科)	
基礎医学系	解剖学 生理学 生化学 生命科学
臨床基礎医学系	薬理学 病理学 微生物学 免疫学 免疫精神神経学（共同研究講座）
社会医学系	法医学 環境保健医学 医療情報学 医学英語教育学
臨床医学系	内科学 皮膚科学 小児科学 外科学 整形外科学 脳神経外科学 泌尿器科学 精神医学 産科婦人科学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 眼科学 放射線医学 麻酔科学 緩和ケア 歯科口腔外科学 臨床検査医学 救急医学 先進医療電磁工学（共同研究講座）
	Acute Care Surgery リハビリテーション医学 地域医療教育学 地域医療支援学 総合医療学 地域医療政策学
(看護学科)	基礎看護学 臨床看護学

地域・老年看護学

## 医学部医学科授業科目履修規程

[平成16年4月1日制定]

[平成16年島大医学部規則第38号]

(趣旨)

第1条 この規程は、医学部規則（平成16年島大医学部規則第1号。以下「学部規則」という。）に定めるもののほか、医学部医学科の授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(授業科目の名称等)

第2条 医学部医学科の授業科目の名称，単位数又は時間数及び履修年次並びに必修科目，選択科目又は自由科目の別は，別表第1，別表第2-1及び別表第2-2に掲げるとおりとする。

(課程修了の要件)

第3条 学部規則第11条第1項に定める課程修了のための授業科目の区分等は別表第3に掲げるとおりとする。

2 学部規則第11条第3項に定める課程修了のための授業科目の区分等は別表第4-1に掲げるとおりとする。

3 学部規則第11条第4項に定める課程修了のための授業科目の区分等は別表第4-2に掲げるとおりとする。

(授業科目履修届)

第4条 学生は，別表第1，別表第2-1又は別表第2-2に掲げる授業科目のうち，必修科目以外の授業科目を履修しようとする場合は，授業科目履修届（別記様式第1号。以下「履修届」という。）を所定の期日までに，医学部長に提出しなければならない。

2 履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消しをしようとする場合は，授業科目履修変更・取消届（別記様式第2号）を所定の期日までに，医学部長に提出しなければならない。

(授業の方法)

第5条 授業は，講義，演習，実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

(単位の計算方法)



第6条 基礎科目，教養育成科目及び専門教育科目のうちの専門基礎科目に属する各授業科目の単位数は，1単位の履修時間を教室内及び教室外を併せて45時間とし，次の各号に定める基準により計算するものとする。

- 一 講義については，教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし，15時間の講義をもって1単位とする。
- 二 演習については，教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし，30時間の演習をもって1単位とする。
- 三 実験・実習及び実技については，学修は，すべて実験室等で行われるものとし，30時間から45時間の実験・実習及び実技をもって1単位とする。

(定期試験等)

第7条 1年次に開講する基礎科目，教養育成科目及び専門教育科目のうちの専門基礎科目に属する授業科目の定期試験は，当該授業が終了する学期末に期間を定めて実施する。ただし，2学期又はそれ以上の学期にわたる授業科目については，原則として，各学期の終わりに定期試験に準じた中間試験を行う。

- 2 2年次に開講する教養育成科目の定期試験は，当該授業が終了する学期末に期間を定めて実施する。
- 3 2年次及び3年次に開講する専門教育科目のうちの専門基礎科目に属する授業科目の定期試験及び基礎医学系，臨床基礎医学系，社会医学系及び臨床医学系に属する授業科目（臨床実習を除く。）の定期試験は，各授業科目の担当教員又はコース責任者が期日を定めて実施する。
- 4 特別系に属する授業科目の定期試験は，各授業科目の担当教員が期日を定めて実施する。
- 5 臨床医学系に属する授業科目のうち，5年次及び6年次に開設する授業科目（臨床実習）の定期試験は，期間を定めて実施する。

(受験資格)

第8条 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については，当該授業科目に係る定期試験を受験することができない。

(成績評価)

第9条 成績の評価は，試験の成績に平素の学修及び出席状況を考慮し，秀，優，良，可及び不可とし，秀，優，良及び可を合格とする。

2 評価の基準は，次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 秀 100点満点法による100点から90点まで
- 二 優 100点満点法による89点から80点まで
- 三 良 100点満点法による79点から70点まで
- 四 可 100点満点法による69点から60点まで
- 五 不可 100点満点法による59点以下

(追試験)

第10条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けようとする者は、追試験願（別記様式第3号）に疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は、証明書又は理由書を添え、所定の期日までに医学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 追試験は、1回限りとし、期間を定めて行う。

(再試験)

第11条 成績が合格点に達しなかった者については、当該授業科目について、再試験を行うことがある。

2 前項の再試験を受けようとする者は、再試験願（別記様式第4号）を当該授業科目を担当する教員の承認を得て、所定の期日までに医学部長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 再試験は、1回限りとし、期間を定めて行う。

4 再試験の成績の評価は、60点を限度とする。

(進級等の条件)

第12条 別表第5に掲げる各年次における授業科目について、単位を修得又は履修の認定を受けなければ進級又は卒業することができない。

2 医学科3年次編入学者にあつては、別表第6-1に掲げる各年次における授業科目について、単位を修得又は履修の認定を受けなければ進級又は卒業することができない。

3 医学科2年次編入学者にあつては、別表第6-2に掲げる各年次における授業科目について、単位を修得又は履修の認定を受けなければ進級又は卒業することができない。

4 学則第10条第2項、第11条及び第12条の規定により入学を許可された者にあつては、別に定める。

(留年者の再履修)

第13条 前条により進級又は卒業が認められなかった者（以下「留年者」という。）は、不合格又は無効とされた授業科目を再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。

2 再履修は、授業科目の担当教員の指示により、原則として1年を単位として行う。

3 留年者は、授業科目履修届（再履修及び履修年次特例による履修）（別記様式第5号）を所定の期日までに医学部長に提出しなければならない。

(留年者の再履修方法)

第14条 留年者の再履修方法は、次に定めるところによる。

- 一 英語又は専門基礎科目に属する英語の授業科目（実用英語演習Ⅰ、実用英語演習Ⅱ）を再履修する場合、授業時間が他の授業科目の授業時間と重複するときは、学期を変更して履修することができる。

二 6年次の留年者は、不合格科目を含む当該年次における臨床実習を再履修しなければならない。

(履修年次の特例)

第15条 学部規則第7条第4項に定める履修年次の授業科目以外の授業科目を履修することができる場合は、次のとおりとする。

一 1年次の留年者が、2年次開講の専門教育科目のうちの専門基礎科目に属する授業科目及び次に掲げる授業科目を履修する場合

区 分	授 業 科 目
基礎医学系	医科遺伝学

二 2年次の学生が、1年次開講の未修得科目を履修する場合

三 1年次に留年した2年次の学生及び2年次の留年者が、3年次開講の次に掲げる授業科目を履修する場合

区 分	授 業 科 目
専門基礎科目	英語論文読解演習
臨床基礎医学系	病理学，放射線基礎医学
社会医学系	法医学，医事法制

四 第18条の審査により入学前の既修得単位等の認定を受けた者が、次の授業科目を履修する場合

イ 1年次 2年次開講の専門教育科目のうちの専門基礎科目に属する授業科目及び次に掲げる授業科目

区 分	授 業 科 目
基礎医学系	医科遺伝学

ロ 2年次 3年次開講の次に掲げる授業科目

区 分	授 業 科 目
専門基礎科目	英語論文読解演習
臨床基礎医学系	病理学，放射線基礎医学
社会医学系	法医学，医事法制

2 前項により履修をしようとする者は、授業科目履修届（再履修及び履修年次特例による履修）（別記様式第5号）を医学部長に提出し、許可を得るものとする。

3 第1項に掲げる場合及び授業科目の外、留年、履修規程改正等により履修年次において授業科目を受講することが困難となった場合、その他特に必要と認められる場合は、

教務学生委員会委員長の承認により、履修年次以外における履修を許可されることがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第16条 学則第32条に定める履修をしようとする者は、あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て、履修等申請書(別記様式第7号)を医学部長に提出し、許可を得るものとする。

2 前項の履修等を修了した者は、成績証明書及び単位修得証明書を提出するものとする。  
(大学以外の教育施設等における学修)

第17条 学則第33条に定める学修をしようとする者は、あらかじめ授業科目担当教員の承認を得て、履修等申請書(別記様式第7号)を医学部長に提出するものとする。

2 前項の学修により単位の認定を受けようとする者は、当該学修の修了証書の写等を提出し、審査を受けなければならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 学則第34条に定める入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、既修得単位等認定申請書(別記様式第8号)を医学部長に提出し、審査を受けなければならない。

(認定通知)

第19条 医学部長は、第17条第2項及び前条の審査結果を認定通知書(別記様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(細目)

第20条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年9月30日において島根医科大学医学部医学科に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成16年4月以降に在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者にあつては、この規則の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の規則別表第1の専門教育科目の

表中臨床医学系及び特別系，別表第2の専門教育科目の表中特別系，別表第5の表中5年次臨床医学系及び別表第6の授業科目については，平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は，平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，平成20年4月1日に4年次以下に在学する者にあつては，改正後の規則別表第1の専門教育科目の表中臨床医学系，別表第2の専門教育科目の表中臨床医学系を平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は，平成21年1月1日から施行する。
- 2 平成20年度医学科4年次以上に在学する者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者については，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成22年1月1日から施行する。
- 2 平成21年度医学科4年次以上に在学する者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成23年1月5日から施行する。
- 2 平成22年度医学科4年次以上に在学する者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別表1 専門基礎科目，専門教育科目，別表3 及び別表5については，なお従前の例による。
- 3 平成22年度以前の医学科3年次編入学者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別表2 専門教育科目，別表4 及び別表6については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成23年7月6日から施行する。

- 平成23年度医学科3年次以上に在学する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正後の規則別表第1及び別表第2の専門教育科目の表中特別系については、平成23年7月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年1月11日から施行する。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成25年度医学科4年次以上に在籍する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、別表第1 専門基礎科目、別表第2 専門基礎科目、別表4 専門基礎科目、別表第5 専門基礎科目、別表6 専門基礎科目については、なお従前の例による。
- 平成25年度医学科5年次以上に在籍する者及び平成24年度4年次留年者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2の専門教育科目の臨床医学系・医学チュートリアル並びに別表第3及び第4の臨床医学系については、なお従前の例による。ただし、平成24年度4年次留年者を除く平成25年度4年次に在籍する者にあつては、平成25年1月25日から適用する。
- 平成25年度医学科6年次に在籍する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2の専門教育科目の臨床医学系・臨床実習並びに別表3及び別表第4の専門教育科目・臨床医学系については、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定

にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は，平成28年1月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 平成27年度医学科4年次以上に在籍する者及び平成27年度4年次留年者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，別表第1及び別表第2の専門教育科目の社会医学系，臨床医学系・医学チュートリアル及び臨床実習並びに別表第3及び別表第4の社会医学系及び臨床医学系については，なお従前の例による。ただし，平成27年度4年次留年者を除く平成28年度4年次に在籍する者にあつては，平成28年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学，転入学又は再入学する者にあつては，この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は，平成29年1月1日から施行する。

2 平成25年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成28年度医学科4年次以上に在籍する者及び平成28年度4年次留年者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2の専門教育科目の臨床医学系・医学チュートリアル及び臨床実習並びに別表第3及び別表第4の臨床医学系については、なお従前の例による。ただし、平成29年度4年次留年者を除く平成29年度4年次に在籍する者にあつては、平成29年1月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に転入学又は再入学する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者にあつては、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部医学科授業科目履修規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規程による改正後の医学部医学科授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。



別表第1 (第2条, 第4条関係)

## 基礎科目

科目区分			授業科目名	履修年次・単位数			履修区分	履修の方法及び履修上の注意
				1年次		要修得単位数		
				前期	後期			
基礎科目	外国語	英語	英語ⅠA	1		4	必修	
			英語ⅠB		1			
		英語ⅡA	1					
		英語ⅡB		1				
	初修外国語	ドイツ語Ⅰ	2		2	選択必修		
		フランス語Ⅰ	2					
		中国語Ⅰ	2					
		韓国・朝鮮語Ⅰ	2					
	健康・スポーツ	健康科学概論		2	3	必修		
		スポーツ実習	1					
	情報科学	情報科学概論	2		2			
	数理・データサイエンス	数理・データサイエンス	2		2			
	計					13		

## 教養育成科目

科目区分			授業科目名	履修年次・単位数			履修区分	履修の方法及び履修上の注意
				1年次		要修得単位数		
				前期	後期			
教養育成科目	入門科目または発展科目*	医療倫理・プロフェッショナリズム	2		12	必修	*社会人力養成科目を除く教養育成科目(入門科目または発展科目)から, 計9科目(18単位)を修得する。	
		行動科学	2					
		地域医療学		2				
		医科基礎生物学	2					
		分子細胞生物学Ⅰ	2					
		分子細胞生物学Ⅱ		2	2以上	選択必修		
		医科基礎化学	2					
		医科基礎物理Ⅰ	2					
		医科基礎物理Ⅱ		2	2	選択		
		人間行動論	2					
		(その他の選択科目)						
計					18			



専門教育科目

(臨床基礎医学系, 社会医学系, 臨床医学系)

科目区分	授業科目名	履修年次・時間数												履修区分		
		1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
臨床基礎医学系	免疫学	基礎	28													必修
		展開			15											
	薬理学	基礎				68										
	臨床薬理学					20										
	細菌学				29											
	ウイルス学					22										
	微生物学	実習				16										
	病理学					42										
放射線基礎医学					10											
	計		28		44		178									
社会医学系	環境保健医学Ⅰ					15										必修
	環境保健医学Ⅱ					15										
	法医学					13										
	医事法制					7										
	計					50										
臨床医学系	医学チキョトリアル	総合診療・地域医療					30									必修
		呼吸器・循環器					90									
		消化器					90									
		内分泌・代謝・乳腺					60									
		血液・造血器					60									
		神経					90									
		腎・尿路					60									
		アレルギー・膠原病・皮膚						60								
		運動器						30								
		感覚器						60								
		麻酔・救急・AcuteCareSurgery						90								
		周産期・女性生殖器						60								
		成長・発達						30								
		精神・行動						60								
		腫瘍・緩和ケア・老年学						90								
		環境保健医学実習						30								
		病理実習						60								
		PBL						90								
		診察診断学・共用試験							120							
		臨床実習Ⅰ								1,800						
	臨床実習Ⅱ									1,440						
	計								4,500							

専門教育科目

(特別系)

科目区分	授業科目名	履修年次・時間数												履修区分	
		1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
特別系	研究室配属						150								必修
	地域医療体験実習Ⅰ*	20												自由	
	地域医療体験実習Ⅱ*	20													
	医学研究の基礎	120													
	アドバンスト・イングリッシュ	上級TOEICセミナーⅠ	20												
		上級TOEICセミナーⅡ	20												
		グローバルリテラシーセミナーⅠ	20												
		グローバルリテラシーセミナーⅡ	20												
		海外留学セミナー	20												
		臨床英語	20												
		アカデミックイングリッシュA	20												
		アカデミックイングリッシュB	20												
		海外研修A	40												
		海外研修B	40												
	海外研修C	40													
	計	590													

\* COC人材育成コースに所属する学生は、地域医療体験実習Ⅰまたは地域医療体験実習Ⅱのいずれかの科目を修得しなければならない。

\*\* アドバンスト・イングリッシュスキルコース科目群から合計120時間以上履修した学生には「アドバンストイングリッシュスキルコース修了認定書 (Certificate for Advanced English Skills)」を授与する。



(臨床基礎医学系, 社会医学系, 臨床医学系)

科目区分	授業科目名		履修年次・時間数										履修区分
			2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
臨床基礎医学系	免疫学	基礎	28										必修
		展開	15										
	薬理学	基礎		68									
	臨床薬理学			20									
	細菌学			29									
	ウイルス学			22									
	微生物学	実習		16									
	病理学			42									
	放射線基礎医学			10									
	計			72	178								
社会医学系	環境保健医学Ⅰ			15								必修	
	環境保健医学Ⅱ			15									
	法医学			13									
	医事法制			7									
計				50									
臨床医学系	医学 チ ュー ト リアル	総合診療・地域医療		30									
		呼吸器・循環器		90									
		消化器		90									
		内分泌・代謝・乳腺		60									
		血液・造血器		60									
		神経		90									
		腎・尿路		60									
		アレルギー・膠原病・皮膚			60								
		運動器			30								
		感覚器			60								
		麻酔・救急・AcuteCareSurgery			90								
		周産期・女性生殖器			60								
		成長・発達			30								
		精神・行動			60								
		腫瘍・緩和ケア・老年学			90								
		環境保健医学実習			30								
		病理実習			60								
		PBL			90								
		診察診断学・共用試験					120						
	臨床実習Ⅰ							1,800					
臨床実習Ⅱ								1,440					
計							4,500						

(特別系)

科目区分	授業科目名	履修年次・時間数										履修区分	
		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
特別系	研究室配属				150								必修
	地域医療体験実習Ⅰ*	20										自由	
	地域医療体験実習Ⅱ*	20											
	医学研究の基礎	120											
	ア ス ド キ バ ル ン コ ス ト ス ・ * イ ン グ リ ッ シ ユ	上級TOEICセミナーⅠ	20										
		上級TOEICセミナーⅡ	20										
		グローバルリテラシーセミナーⅠ	20										
		グローバルリテラシーセミナーⅡ	20										
		海外留学セミナー	20										
		臨床英語	20										
		アカデミックイングリッシュA	20										
		アカデミックイングリッシュB	20										
		海外研修A	40										
		海外研修B	40										
	海外研修C	40											
	計	590											

\* COC人材育成コースに所属する学生は、地域医療体験実習Ⅰまたは地域医療体験実習Ⅱのいずれかの科目を修得しなければならない。

\*\* アドバンスト・イングリッシュスキルコース科目群から合計120時間以上履修した学生には「アドバンストイングリッシュスキルコース修了認定書 (Certificate for Advanced English Skills)」を授与する。

別表第3（第3条関係）

授業科目の種類			単位数又は時間数	
基礎科目	外国語	英語	4単位	計6単位
		初修外国語	2単位	
	健康・スポーツ		3単位	
	情報科学		2単位	
	数理・データサイエンス		2単位	
教養育成科目	入門科目	人文社会科学分野 自然科学分野 学際分野	必修科目 14単位 選択必修科目 2単位 選択必修科目又は選択科目 2単位	計18単位
	発展科目			
専門教育科目	専門基礎科目		10.2単位	
	基礎医学系		619時間	
	臨床基礎医学系		250時間	
	社会医学系		50時間	
	臨床医学系		4,500時間	
	特別系		150時間	

別表第4-1（第3条関係）

授業科目の種類		単位数又は時間数
専門教育科目	基礎医学系	290時間
	臨床基礎医学系	72時間
	社会医学系	50時間
	臨床医学系	4,500時間

別表第4-2（第3条関係）

授業科目の種類			単位数又は時間数
教養育成科目	入門科目	自然科学分野	2単位
専門教育科目	専門基礎科目		2.2単位
	基礎医学系		619時間
	臨床基礎医学系		250時間
	社会医学系		50時間
	臨床医学系		4,500時間
	特別系		150時間



別表第5 (第12条第1項関係)

年次	授業科目の種類		単位数又は科目名等
1年次	基礎科目	外国語	6単位
		健康・スポーツ	3単位
		情報科学	2単位
		教理・データサイエンス	2単位
	教養育成科目	入門科目	18単位
		発展科目	
	専門教育科目	専門基礎科目	8単位
基礎医学系		生化学(実習), 組織学	
臨床基礎医学系		免疫学(基礎)	
2年次	専門教育科目	専門基礎科目	1.5単位
		基礎医学系	生化学(講義), 医科遺伝学, 解剖学Ⅰ・Ⅱ, 生理学Ⅰ(講義・実習), 生理学Ⅱ(講義・実習)
		臨床基礎医学系	免疫学(展開), 細菌学
3年次	専門教育科目	専門基礎科目	0.7単位
		臨床基礎医学系	ウイルス学, 微生物学実習, 薬理学(基礎), 臨床薬理学, 病理学, 放射線基礎医学
		社会医学系	環境保健医学Ⅰ・Ⅱ, 法医学, 医事法制
		臨床医学系	医学チュートリアル(総合診療・地域医療, 呼吸器・循環器, 消化器, 内分泌・代謝・乳腺, 血液・造血器, 神経, 腎・尿路)
4年次	専門教育科目	臨床医学系	医学チュートリアル(アレルギー・膠原病・皮膚, 運動器, 感覚器, 麻酔・救急・Acute Care Surgery, 周産期・女性生殖器, 成長・発達, 精神・行動, 腫瘍・緩和ケア・老年学, 環境保健医学実習, 病理実習, PBL, 診察診断学・共用試験)
5年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅰ
6年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅱ

別表第6-1 (第12条第2項関係)

年次	授業科目の種類		単位数又は科目名等
3年次	専門教育科目	基礎医学系	解剖学Ⅰ, 解剖学Ⅱ
		臨床基礎医学系	臨床薬理学, 病理学, 放射線基礎医学
		社会医学系	環境保健医学Ⅰ・Ⅱ, 法医学, 医事法制
		臨床医学系	医学チュートリアル(総合診療・地域医療, 呼吸器・循環器, 消化器, 内分泌・代謝・乳腺, 血液・造血器, 神経, 腎・尿路)
4年次	専門教育科目	臨床医学系	医学チュートリアル(アレルギー・膠原病・皮膚, 運動器, 感覚器, 麻酔・救急・Acute Care Surgery, 周産期・女性生殖器, 成長・発達, 精神・行動, 腫瘍・緩和ケア・老年学, 環境保健医学実習, 病理実習, PBL, 診察診断学・共用試験)
5年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅰ
6年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅱ

別表第6-2 (第12条第2項関係)

年次	授業科目の種類		単位数又は科目名等
2年次	教養育成科目	入門科目	2単位
	専門教育科目	専門基礎科目	1.5単位
		基礎医学系	生化学(講義), 生化学(実習), 医科遺伝学, 組織学, 解剖学Ⅰ・Ⅱ, 生理学Ⅰ(講義・実習), 生理学Ⅱ(講義・実習)
		臨床基礎医学系	免疫学(基礎), 免疫学(展開), 細菌学
3年次	専門教育科目	専門基礎科目	0.7単位
		臨床基礎医学系	ウイルス学, 微生物学実習, 薬理学(基礎), 臨床薬理学, 病理学, 放射線基礎医学
		社会医学系	環境保健医学Ⅰ・Ⅱ, 法医学, 医事法制
		臨床医学系	医学チュートリアル(総合診療・地域医療, 呼吸器・循環器, 消化器, 内分泌・代謝・乳腺, 血液・造血器, 神経, 腎・尿路)
4年次	専門教育科目	臨床医学系	医学チュートリアル(アレルギー・膠原病・皮膚, 運動器, 感覚器, 麻酔・救急・Acute Care Surgery, 周産期・女性生殖器, 成長・発達, 精神・行動, 腫瘍・緩和ケア・老年学, 環境保健医学実習, 病理実習, PBL, 診察診断学・共用試験)
5年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅰ
6年次	専門教育科目	臨床医学系	臨床実習Ⅱ

別記様式第1号（第4条関係）

授業科目履修届  
(令和 年度)

令和 年 月 日

島根大学医学部長 殿

医学部医学科 第 学年

学生番号

(自署) 氏 名

下記の授業科目を履修したいので、お届けします。

記

区 分		授 業 科 目
基礎科目		
教 養 育 成 科 目	出雲 キャン パス 開講	
	松江 キャン パス 開講	
専門教育科目 (特別系)		

別記様式第2号（第4条関係）

授業科目履修 変更  
取消 届（令和 年度 期）

令和 年 月 日

島根大学医学部長 殿

医学部医学科

学生番号

（自署）氏名

下記の授業科目を 変更  
取消 したいので、お届けします。

記

区 分		授業科目	担当教員認印	備 考
変 更	新			
	旧		/	
取 消		/		

追試験願（令和 年度 期）

令和 年 月 日

島根大学医学部長 殿

医学部医学科

学生番号

（自署）氏名

次の理由により下記授業科目の追試験を受験したいので、許可くださるようお願いいたします。

理由

記

授業科目	担当教員	授業科目	担当教員

- 備考 1 疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。  
2 理由は、具体的に詳記し、必要な場合は証明書を添付すること。

再試験願（令和 年度 期）

令和 年 月 日

島根大学医学部長 殿

医学部医学科

学生番号

（自署）氏名

次の理由により下記授業科目の再試験を受験したいので、許可くださるようお願いします。

理由

記

授業科目	担当教員		授業科目	担当教員	
	氏名	印		氏名	印

別記様式第5号（第13条，第15条関係）

授業科目履修届（再履修及び履修年次特例による履修）  
（令和 年度）

令和 年 月 日

島根大学医学部長 殿

医学部医学科 第 学年

学生番号

（自署）氏 名

下記の授業科目を履修したいので，お届けします。

記

再履修する科目  あり（別紙未修得科目一覧表のとおり）  なし

履修年次特例により履修する科目  あり（下表のとおり）  なし

開講年次	開講期	授業科目
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	
<input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 前 <input type="checkbox"/> 後	

注）指導教員及び保健管理センター教員の承認を得てから届け出ること。

※保健管理センターについては留年する者のみ。

指導教員印	保健管理センター印
	※

指導教員印

履修等申請書

令和 年 月 日

島根大学医学部長 殿

学科 医学部医学科  
学生番号  
(自署)氏名

学則第32条に定める履修  
学則第33条に定める学修 をしたいので，下記のとおり申請します。

他の大学等において履修又は学修する授業科目等					医学部で履修したものとみなす授業科目		
大学等名	授業科目等名	単位又は時間数等	履修期間	備考	授業科目名	単位又は時間数等	授業科目担当教員承認印
			年 月～ 年 月				
			年 月～ 年 月				
			年 月～ 年 月				
			年 月～ 年 月				
			年 月～ 年 月				
			年 月～ 年 月				
添付書類							

注 学則第33条に定める学修をしようとする者は，授業科目等の内容が分かるもの（シラバスの写等）を添付すること。





別記様式第9号（第19条関係）

〇〇〇〇認定通知書

医学科 第 学年

殿

申請のあったことについて、下記のとおり決定したので通知する。

記

授業科目名	単位又は時間数等	結果
〇〇〇〇	〇単位 (〇〇時間)	認定する
〇〇〇	.....	認定しない

令和 年 月 日  
島根大学医学部長 〇〇 〇